

# 淀川水系 神崎川下流ブロック河川整備計画 (原案) について

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表1.

指摘事項	対応
<p>防災船着場について、何に使うことを想定しているのか説明があったほうが良い。</p>	<p>修文（P6） 防災船着場に関する記述を修正。脚注の追加。</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>大地震などの災害時に陸上交通の代わりに河川を利用した緊急物資輸送路と物資の荷役、人員の輸送を行うために整備された「佃防災船着場」、「西島防災船着場」があります。平常時の「佃防災船着場」は、地域住民の身近な河川空間として、イベントなどに利用されています。</p>	<p><u>当該ブロックには、大地震などの災害時に</u> <b>において</b>、陸上交通の代わりに河川を利用した緊急物資輸送路と物資の荷役、人員の輸送を行う <u>ことを目的として</u> 整備された「佃防災船着場」、「西島防災船着場」があります。平常時の「佃防災船着場」は、地域住民の身近な河川空間として、イベントなどに利用されています。</p> <p>脚注</p> <p><u>防災船着場：大規模地震などの災害時に</u> <b>において</b>、陸上輸送に代わり、河川を緊急物資輸送路として活用することで、緊急物資の輸送と物資の荷役、人員の輸送を円滑に行うために、背後に多くの住民が生活する都市河川に整備する船着場。神崎川には上流から「高浜防災船着場」「榎木防災船着場」「三国防災船着場」「佃防災船着場」「西島防災船着場(一部整備中)」の5箇所が整備されており、当該下流ブロックには「西島」「佃」の2箇所がある。</p>

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表2.

指摘事項	対応
<p>高潮、地震、津波の外力の説明について、本文・参考資料に記載すること。</p>	<p>修文（P11） 高潮対策に関する記述を追加。脚注の追加。</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>（2）高潮対策</p>	<p>（2）高潮対策</p> <p><u>当該ブロックにおける高潮対策は、伊勢湾台風規模の超大型台風が室戸台風のコースを通過して、満潮時に来襲した場合を想定した高潮（計画高潮位O.P.+5.20m）に対して安全に対処できるよう、計画堤防高はO.P.+8.10m～O.P.+6.80m(河口部～神崎川下流ブロック上流端(猪名川合流点))として整備されています。</u></p> <p>脚注</p> <p><u>O.P.:Osaka Peilの略（大阪湾工事基準面・大阪湾最低潮位面）</u></p>

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表3.

指摘事項	対応
<p>高潮、地震、津波の外力の説明について、本文・参考資料に記載すること。</p>	<p>修文（P18） 高潮対策に関する記述を追加。</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>（2）高潮対策</p> <p>高潮対策としては、伊勢湾台風規模の超大型台風が大阪湾奥部に最悪のコース(室戸台風のコース)を通過して満潮時に来襲したことを想定した恒久的な防潮施設が整備されており、引き続き現状を維持します。</p>	<p>（2）高潮対策</p> <p>高潮対策としては、伊勢湾台風規模の超大型台風が大阪湾奥部に最悪のコース(室戸台風のコース)を通過して満潮時に来襲したことを想定した恒久的な防潮施設(計画高さ <u>O.P.+8.10m~O.P.+6.80m</u>)が整備されており、引き続き現状を維持します。</p>

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表4.

指摘事項	対応
<p>高潮、地震、津波の外力の説明について、本文・参考資料に記載すること。</p>	<p>修文（P18） 脚注の修正。</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>（3）地震・津波対策</p> <p>脚注</p> <p>L1(レベル1)地震動：構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動と定義されている。</p> <p>L2(レベル2)地震動：対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動で、そのうちの海溝型は南海トラフ巨大地震と定義されている。</p> <p>L1(レベル1)津波(施設計画上の津波)：発生頻度は最大クラスの津波に比べて高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波と定義され、百年から百数十年に一度の頻度で発生する東南海・南海地震による津波としている。</p>	<p>（3）地震・津波対策</p> <p>脚注</p> <p>L1(レベル1)地震動：構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動と定義。<u>具体的な地震動を想定していないが、従来の耐震設計で考慮されているレベルの地震動を想定。</u></p> <p>L2(レベル2)地震動：対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動。<u>内陸直下型はマグニチュード7クラス、海溝型は南海トラフ巨大地震でマグニチュード9クラスと定義。</u></p> <p>L1(レベル1)津波(施設計画上の津波)：発生頻度は最大クラスの津波に比べて高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波と定義。百年から百数十年に一度の頻度で発生する東南海・南海地震(<u>マグニチュード8クラス</u>)による津波。<u>当該ブロックにおける最大津波水位は、O.P.+4.30m。</u></p>

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表5.

指摘事項	対応
<p>高潮、地震、津波の外力の説明について、本文・参考資料に記載すること。</p>	<p>修文（P18） 津波対策に関する記述を追加。脚注の追加。</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>（3）地震・津波対策</p>	<p>（3）地震・津波対策</p> <p><u>津波対策については、河川管理施設の補強等により、L1（レベル1）津波を防ぐことを目標とします。L2（レベル2）津波に対しては、河川管理施設の補強等により津波を防ぐことが困難であるが、施設の流出等による二次被害の発生を防ぐことを目標とします。</u></p> <p>脚注</p> <p><u>L2（レベル2）津波：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と定義。千年に一度、もしくはそれ以上の間隔の頻度で発生する南海トラフ地震（マグニチュード9クラス）による津波を想定。</u></p>

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表6.

指摘事項	対応
西大阪ブロックとの整合。	修文（P13） 本文に追加。
修正前	修正後
	<p><u>(4)災害情報等の市民への周知</u>  <u>大阪府では、防災に関する情報として、洪水予報、河川防災情報、観測情報を主要河川に対して行っており、当該ブロックでは、潮位情報をホームページで公開しています。</u>  <u>また、防災情報メールなどの普及にも努めています。</u>  <u>また、大阪市では、防災マップが各区ごとに作成されており、災害時の避難情報などが公開されているほか、日頃からの備えなどの啓発が行われています。</u>  <u>津波、高潮に関しては、平成21年に津波高潮ステーションが西大阪治水事務所に併設設置され、防災拠点および津波・高潮災害に関する啓発拠点として活用されています。</u>  <u>また、大阪府では、平成25年に、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、府域の津波浸水想定を設定し公表しています。</u></p>

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表7.

指摘事項	対応
西大阪ブロックとの整合。	修文（P13～14） 本文に追加。
修正前	修正後
	<p><u>(5)治水対策施設の維持管理</u>  <u>当該ブロックには、昭和40年代に建設された施設など、老朽化の進んだ施設があります。また、排水機場、水門・鉄扉等、洪水、高潮、津波時に操作が必要な施設が数多くあります。</u>  <u>現在、治水対策施設の維持管理としては、日常の河川巡視を行っているほか、施設の定期点検、風水害対策訓練、高潮防御訓練、津波対策訓練、水門の試運転などを行っています。また、点検等で施設に問題があった場合には、優先順位を定めて、計画的に補修を進めています。</u>  <u>今後は、施設のさらなる老朽化が予想されるため、さらに充実した維持管理、補修が必要です。また、鉄扉など、災害時に水防団や民間の鉄扉利用者による操作に頼らなければならない状況であり、定期的に鉄扉の閉鎖訓練を実施するなど、操作の習熟、伝承を図る必要があります。</u></p>



## 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

1. (本文全体)

### 内容

本文、脚注の表記。です・ます調と、である調の混在などの統一。

2. (本文全体)

脚注の間違い、誤字、本文の文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。



### 対応方針

本文の表記。です・ます調で統一。  
脚注の表記。体言止めで統一。

修正する。

防ぎよ ⇒ 防御 に修正する。

住民 ⇒ 市民 に修正する。